

保育を必要とする事由を確認するための資料と保育必要量・認定期間について

《対象者》◆父 ◆母 ◆同居している内縁の夫・妻

保育を必要とする事由	保育必要量	認定期間	必要書類
月52時間（4時間/日、かつ13日/月）以上の 就労	月120時間未満の就労 …短時間	証明書にて届出を受けた 就労が続いている間	就労証明書 （P. 30～P. 33 所定様式） ※入園希望月から6か月以内に作成されたもの
	月120時間以上の就労 …標準時間		
出産の前後	標準/短時間 （必要量に応じて認定）	出産予定月を中心に前後 2か月ずつ、計5か月の間	母子健康手帳の分娩予定日のわかるページの写し
病気、怪我、障害	標準/短時間 （保護者の必要量に応じて認定）	完治等により事由が 解消するまで	診断書（原本）または身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の写し ※保育を必要とする状況が明記されているもの
親族（長期入院等をしている場合を含む）の 介護・看護 （原則4時間/日、かつ13日/月以上）	標準/短時間 （保護者の必要量に応じて認定）	介護・看護を継続している間	診断書（原本）または身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写しのいずれか
災害の復旧	標準時間	災害復旧に従事している間	罹災証明または状況説明書
求職活動 や 起業の準備 を継続的に行っている	短時間	効力発生日（認定開始日）から 4か月 ※変更の場合あり	※こども保育課にお問い合わせください。
学校教育法に規定された学校や職業訓練校に 在学中	標準/短時間 （保護者の必要量に応じて認定）	卒業（修了）予定日まで	在学証明書、カリキュラム、時間割表のすべて
育児休業取得時に既に保育施設を利用している子どもがいて継続在園が必要な場合	短時間	育児休業を取得出来ている期間中で、一定の期間（P. 20、Q&AのQ15参照）	就労証明書（所定様式） ※育児休業期間が明記されたもの